

# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政状況の判断の基準となる「健全化判断比率」の公表とその比率に応じた「健全化計画」などの策定が義務付けられました。

これは、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐと共に、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的としています。

太良町においても平成19年度の決算から「健全化判断比率」を公表し、財政の健全経営に努めています。

## 1. 健全化判断比率

健全化判断比率は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標からなり、そのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、早期健全化団体となり「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、将来負担比率を除く実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが、財政再生基準以上となった場合には、財政再生団体となり「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政再生団体となった場合は、国の管理下のもと「職員数の削減」「給与の見直し」「公共料金の値上げ」「各種行政サービスの廃止、縮減」など、再建期間中、徹底した経費の削減と収入の確保が義務付けられ、当然、予算も町独自では組めず、常に国との協議が必要となります。

早期健全化団体についても、国の管理下には置かれられないものの、自主的な改善努力を定める「財政健全化計画」に基づき、同様の厳しい改革が必要となります。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	5.5	—
令和3年度	—	—	5.0	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

### 実質赤字比率と連結実質赤字比率

実質赤字比率は普通会計、連結実質赤字比率は全会計（特別会計、公営企業会計含む）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

令和4年度は、前年度と同様に全ての会計で「黒字」となっているため、いずれの比率も算定されませんでした。

### 実質公債費比率

実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額<sup>※</sup>に対する比率です。

令和4年度は、前年度より0.5ポイント上昇し「5.5%」となりました。これは公債費（地方債の元利償還金）が増加したことによるものです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）

### 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

令和4年度は、前年度と同様に比率は算定されませんでした。これは、将来の負担額より地方交付税で措置される額や基金（貯金）の現在高の合計額が上回っているためです。

## 2. 公営企業会計に係る資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、経営健全化基準は20%となっており、経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

(単位：千円、%)

区分	流動負債等 (1)	算入地方債 (2)	流動資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の規模 (5)	資金不足 比 率 (4)/(5)
水道事業会計	3,169	0	176,577	△173,408	49,720	—
町立太良病院 事業会計	92,085	0	2,046,925	△1,954,840	942,714	—
簡易水道 特別会計	129,846	0	144,075	△14,229	55,511	—
漁業集落排水 特別会計	45,853	0	48,098	△2,245	6,963	—

注) 資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。

### 資金不足比率

令和4年度は、前年度と同様に、上水道、病院、簡易水道、漁業集落排水のいずれの事業においても「資金不足額(赤字)」はなかったため、比率は算定されませんでした。